都道府県	市区町村名	Ⅰ　令和７年度就学援助制度の実施について １．就学援助制度の周知方法 （１）就学援助制度の周知方法 （あてはまるもの全てに○） ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他	（２）（１）のコの内容	（３）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 （あてはまるもの１つに○） ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他	（４）（３）のオの内容・補足事項	（５）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 （あてはまるもの全てに○） ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学援助システムを使って提出	ク．その他	（６）（５）のクの内容	（７）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 （あてはまる全てに○） ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間所得の総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	（８）（７）のカの内容
35	35	26	18	11	16	12	12	21	2	5	12	12	3	1	30	0	1	1	14	7	16	0	0	0	0	0	0	17	2	13	13	4	5	5
群馬県	前橋市	○	○	○	○	○		○							○						○									○	○			
群馬県	高崎市	○			○	○	○	○							○				○									○		○			○	外国語（英語・中国語・ポルトガル語）の制度の案内文を作成している。
群馬県	桐生市	○			○										○				○												○			
群馬県	伊勢崎市	○	○		○			○		○					○						○									○		○	○	児童手当等支給担当課および各支所と連携し、手当支給のための現況届提出手続きに保護者が来所した際、就学援助制度の案内チラシの配布を行い周知を図っている。
群馬県	太田市	○			○			○							○				○											○		○		
群馬県	沼田市	○				○		○							○				○									○			○			
群馬県	館林市	○			○					○					○				○											○	○			
群馬県	渋川市	○	○	○	○	○		○							○						○								○	○	○			
群馬県	藤岡市	○	○		○			○							○				○									○						
群馬県	富岡市				○						○	○小学校第6学年児童の家庭に書類を配布　○各校の学校通信に、制度についての説明を記載			○				○														○	各校の学校通信にて制度についての周知を行うよう依頼している。
群馬県	安中市	○			○			○			○	市のHPに掲載			○						○								○		○				
群馬県	みどり市		○		○	○	○	○							○						○							○		○	○			
群馬県	榛東村	○		○			○				○	前年度支給されている保護者にのみ、進級時に通知している			○						○							○						

都道府県	市区町村名	Ⅰ　令和７年度就学援助制度の実施について																																		
		１．就学援助制度の周知方法																																		
		（１）就学援助制度の周知方法 （あてはまるもの全てに○）										（２）（１）のコの内容	（３）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 （あてはまるもの１つに○）					（４）（３）のオの内容・補足事項	（５）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 （あてはまるもの全てに○）								（６）（５）のクの内容	（７）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 （あてはまる全てに○）						（８）（７）のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他		ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学援助システムを使って提出	ク．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間の総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
35	35	26	18	11	16	12	12	21	2	5	12	12	3	1	30	0	1	1	14	7	16	0	0	0	0	0	0	17	2	13	13	4	5	5
群馬県	吉岡町	○	○	○		○		○			○	毎年２学期末に全児童生徒へお知らせを配布。学校や子育て支援担当課係と連携し、個別の問合せに対応している。			○						○									○		○	○		○	年度内に数回、メール配信等により周知を図っている。
群馬県	上野村			○											○						○										○				
群馬県	神流町	○					○	○					○								○							○							
群馬県	下仁田町			○	○	○	○								○				○		○							○							
群馬県	南牧村	○					○	○		○			○						○									○							
群馬県	甘楽町		○			○									○						○							○							
群馬県	中之条町	○	○								○	福祉部局に協力をいただいて児童扶養手当の交付決定通知に就学援助制度のチラシを同封した。			○					○								○							
群馬県	長野原町		○				○	○							○				○									○							
群馬県	嬬恋村		○				○	○	○						○				○																
群馬県	草津町	○	○								○	担任による家庭訪問や三者面談の際に各家庭の状況、保護者からの問合せに対し、教員が保護者に制度を説明のうえ、申請書等を配布。		○					○	○																
群馬県	高山村	○	○						○	○			○							○								○							
群馬県	東吾妻町	○	○												○						○														
群馬県	片品村			○	○	○	○										○	※切は設けるが、転入や経済状況の悪化などの事情の場合は追加申請可能	○									○							

都道府県	市区町村名	Ⅰ　令和７年度就学援助制度の実施について １．就学援助制度の周知方法 （１）就学援助制度の周知方法 （あてはまるもの全てに○） ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類ともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他	（２）（１）のコの内容	（３）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 （あてはまるもの１つに○） ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他	（４）（３）のオの内容・補足事項	（５）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 （あてはまるもの全てに○） ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．就学援助システムを使って提出	ク．その他	（６）（５）のクの内容	（７）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 （あてはまる全てに○） ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	（８）（７）のカの内容
35	35	26	18	11	16	12	12	21	2	5	12	12	3	1	30	0	1	1	14	7	16	0	0	0	0	0	0	17	2	13	13	4	5	5
群馬県	川場村		○	○											○					○								○						
群馬県	昭和村	○		○		○		○			○	項目オの際に、教育委員会から制度説明をしている			○						○											○			
群馬県	みなかみ町	○					○	○			○	入学する年の１月に新小学１年生・新中学１年生に案内を配布			○						○											○			
群馬県	玉村町	○	○								○	就学時健診の案内に教育委員会が書類を同封のほか、難聴児等提出時にひとり親援助制度一覧を配布(表中に記載あり)			○						○											○	○			
群馬県	板倉町	○			○	○		○							○						○							○						
群馬県	明和町	○						○			○	9月頃に新年度の小・中学校入学予定者に対して、こども風、学校をとおして書類を配布。または、直接送付。			○						○								○			○			
群馬県	千代田町	○	○	○	○		○	○		○	○	夏休み明けに学校を通じて配布			○					○								○	○	○		○	○	各学校と連携し学用品費などを滞納しがちな保護者等に制度を案内してもらっている。
群馬県	大泉町	○	○		○			○			○	庁舎窓口でのリーフレット設置			○				○											○	○	○			
群馬県	邑楽町	○	○	○		○	○	○							○					○										○				

| 都道府県 | 市区町村名 | 2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）
令和７年７月時点の市区町村の実施（検討）状況
（あてはまるもの1つに○） | | |

| 都道府県 | 市区町村名 | 2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）
令和７年７月時点の市区町村の実施（検討）状況
（あてはまるもの1つに○） | | |

| 都道府県 | 市区町村名 | 2．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）
令和７年７月時点の市区町村の実施（検討）状況
（あてはまるもの1つに○） | | |

都道府県	市区町村名	＜中学校＞（１） 実施・検討状況について							＜中学校＞（２）（１）の力の内容	＜中学校＞（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）										＜中学校＞（５）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てにO）					＜中学校＞（６）（５）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っているが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他）	
35	35	25	2	6	0	1	1	1	25	0	0	2	0	0	0	0	1	2	11	11	0	2	2	6	0	0	0
群馬県	前橋市	○							○											○							
群馬県	高崎市	○							○											○							
群馬県	桐生市	○							○											○							
群馬県	伊勢崎市	○							○										○								
群馬県	太田市	○							○										○								
群馬県	沼田市	○							○											○							
群馬県	館林市	○							○										○								
群馬県	渋川市	○							○									○									
群馬県	藤岡市	○							○											○							
群馬県	富岡市	○							○										○								
群馬県	安中市	○							○									○									
群馬県	みどり市	○							○										○								
群馬県	榛東村	○							○										○								

都道府県	市区町村名	＜中学校＞（１） 実施・検討状況について						＜中学校＞（２）（１）の力の内容	＜中学校＞（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜中学校＞（５）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てにO）					＜中学校＞（６）（５）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他）	
35	35	25	2	6	0	1	1	1	25	0	0	2	0	0	0	0	1	2	11	11	0	2	2	6	0	0	0
群馬県	吉岡町	○							○											○							
群馬県	上野村		○									○															
群馬県	神流町			○																				○			
群馬県	下仁田町			○																			○	○			
群馬県	南牧村					○																					
群馬県	甘楽町	○							○										○								
群馬県	中之条町	○							○											○							
群馬県	長野原町			○																				○			
群馬県	嬬恋村	○							○											○							
群馬県	草津町	○							○										○								
群馬県	高山村			○																				○			
群馬県	東吾妻町		○									○															
群馬県	片品村			○																		○	○	○			

都道府県	市区町村名	＜中学校＞（１） 実施・検討状況について						＜中学校＞（２）（１）の力の内容	＜中学校＞（３）（１）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞（４）（１）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜中学校＞（５）（１）でウと回答した場合の理由（あてはまるもの全てに○）					＜中学校＞（６）（５）の工及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和６年度（令和７年度新入学分）以前	イ．令和７年度（令和８年度新入学分）	ウ．令和８年度（令和９年度新入学分）以降	エ．未定	ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他）	
35	35	25	2	6	0	1	1	1	25	0	0	2	0	0	0	0	1	2	11	11	0	2	2	6	0	0	0
群馬県	川場村			○																		○		○			
群馬県	昭和村						○	４月１日の教育委員会で支給を決定し、６月の支給を前倒しし、４月中に支給している																			
群馬県	みなかみ町	○							○											○							
群馬県	玉村町	○							○										○								
群馬県	板倉町	○							○											○							
群馬県	明和町	○							○								○										
群馬県	千代田町	○							○											○							
群馬県	大泉町	○							○										○								
群馬県	邑楽町	○							○										○								

都道府県	市区町村名	3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								4．就学援助率
		（1）令和７年度当初における準要保護の認定基準 （該当するもの全てに○）																					（2） （1）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3） （1）でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合，その他の基準の内容	（5）補足事項	
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校の納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			令和６年度
35	35	30	30	26	24	26	28	15	13	22	24	19	15	21	17	12	4	4	0	7	5	20	0	5	1	35
群馬県	前橋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○		1				0
群馬県	高崎市															○				○		1				0
群馬県	桐生市	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○												0
群馬県	伊勢崎市																	○				1				0
群馬県	太田市	○	○														○					2				0
群馬県	沼田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				1				0
群馬県	館林市															○				○		1				0
群馬県	渋川市	○																○				1				0
群馬県	藤岡市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○						○			（3）の認定基準のうち、サとスの要件で申請を受けた場合に、別条件として特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額の１．２倍以下であることを付け加えている。		0
群馬県	富岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○						○						0
群馬県	安中市	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○				1				0
群馬県	みどり市	○	○	○		○	○			○	○					○						1				0
群馬県	榛東村		○				○									○						1				0

都道府県	市区町村名	3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								4．就学援助率
		（1）令和７年度当初における準要保護の認定基準 （該当するもの全てに○）																				（2） （1）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3） （1）でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合，その他の基準の内容	（5）補足事項	
		テ．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校の納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率） 倍	係数（倍率） 倍			令和６年度
35	35	30	30	26	24	26	28	15	13	22	24	19	15	21	17	12	4	4	0	7	5	20	0	5	1	35
群馬県	吉岡町	○	○	○	○	○	○							○		○				○		1				0
群馬県	上野村	○	○	○	○	○	○			○	○										○			上野村教育委員会が特に給付する必要があると認める者		0
群馬県	神流町	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○												0
群馬県	下仁田町	○	○	○	○	○	○	○	○		○				○						○			地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額がないこと		0
群馬県	南牧村	○	○	○	○	○	○			○	○				○											0
群馬県	甘楽町	○	○				○																			0
群馬県	中之条町	○	○	○	○	○	○					○		○		○						1				0
群馬県	長野原町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											0
群馬県	嬬恋村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												0
群馬県	草津町	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○	○						1				0
群馬県	高山村	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○											0
群馬県	東吾妻町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											0
群馬県	片品村	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○							○			国民年金の保険料の減免		0

都道府県	市区町村名	3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																							4．就学援助率
		（1）令和７年度当初における準要保護の認定基準 （該当するもの全てに○）																				（2） （1）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3） （1）でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合，その他の基準の内容	（5）補足事項	
		テ．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校の納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他				
																						係数（倍率）	係数（倍率）			
																						倍	倍			
35	35	30	30	26	24	26	28	15	13	22	24	19	15	21	17	12	4	4	0	7	5	20	0	5	1	35
群馬県	川場村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1				0
群馬県	昭和村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○			1及び2に掲げる者のほか学校長又は民生児童委員が特に援助を必要と認める状態にある者で教育委員会で認める者		0
群馬県	みなかみ町	○	○	○	○	○	○			○	○				○											0
群馬県	玉村町																○					1				0
群馬県	板倉町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1			特になし。	0
群馬県	明和町	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○	○	○						1				0
群馬県	千代田町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○						2				0
群馬県	大泉町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○		○			○		1				0
群馬県	邑楽町	○	○									○	○	○		○				○		2				0

5．令和７年度準要保護就学援助額

1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）費目毎の援助額

（2）補足事項

| 都道府県 | 市区町村名 | 学用品費 | | | | | | | | | | 新入学児童生徒学用品費等 | | | | | | | | | | 通学費 | | | | | | | | | | 修学旅行費 | | | | | | | | | | 卒業アルバム代等 | | | | | | | | | | オンライン学習通信費 | | | | | | | | | | （2）補足事項 |
|---|---|---

5．令和７年度準要保護就学援助額

1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）費目毎の援助額

（2）補足事項

| 都道府県 | 市区町村名 | 学用品費 | | | | | | | | | | 新入学児童生徒学用品費等 | | | | | | | | | | 通学費 | | | | | | | | | | 修学旅行費 | | | | | | | | | | 卒業アルバム代等 | | | | | | | | | | オンライン学習通信費 | | | | | | | | | | （2）補足事項 |
|---|---|---

5．令和７年度準要保護就学援助額

1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）費目毎の援助額

（2）補足事項

| 都道府県 | 市区町村名 | 学用品費 | | | | | | | | | | 新入学児童生徒学用品費等 | | | | | | | | | | 通学費 | | | | | | | | | | 修学旅行費 | | | | | | | | | | 卒業アルバム代等 | | | | | | | | | | オンライン学習通信費 | | | | | | | | | | （2）補足事項 |
|---|---|---

2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）費目毎の援助額

（2）補足事項

都道府県	市区町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										（2）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	
35	35	35	0	0	11	11	11	24	24	1	4	35	0	0	7	7	7	28	28	0	1	7	5	5	1	1	1	1	1	0	5	34	9	9	21	21	21	3	3	1	3	10	0	0	8	8	8	2	2	0	4	14	2	2	8	8	8	4	4	1	5	a
群馬県	前橋市	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	0							県区内公市町へ公立交通機関を利用して通学している場合のみ支給対象（当年度実績なし）	○			○	60,910	60,909					○			○	10,000	10,000				がより実施										
群馬県	高崎市	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	60,910																										
群馬県	桐生市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	74,358																												
群馬県	伊勢崎市	○			○	22,730	21,750					○						○	63,000													○			○	60,910	60,910					○			○	10,000	10,000				令和7年度単価のため単価を引上	○			○	15,000	13,509				
群馬県	太田市	○						○	22,730		学用品費、通学用品費、給食費（給食を伴わない昼の）は含めて支給	○						○	70,000			○	○	22,396								○			○	60,910	60,910																												（1）について、中学１年生は通学用品費の支給なし。
群馬県	沼田市	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	0							実績なし	○	○	86,622								○			○	8,800	8,429					○			○	12,000	3,214				
群馬県	館林市	○			○	22,730	22,098					○						○	63,000			○	○	76,750								○	○	68,752																	○					○	15,000	○	型肝癌の罹災証明書もった方全額負担	
群馬県	渋川市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	80,216																										
群馬県	藤岡市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	71,907																										（1）において、医療費について10向業種なし。学校給食費については保護者のため支給なし
群馬県	富岡市	○			○	22,730	21,219					○						○	63,000			○	○	0								○	○	77,179																	○			○	12,000	11,202				
群馬県	安中市	○						○	23,880			○						○	63,000													○	○	69,223																					○	○	26,800							
群馬県	みどり市	○			○	22,730	22,425					○						○	63,000													○	○	60,910																					○					○	14,000		学校給食費は平成25年4月から無償化。
群馬県	榛東村	○						○	33,520	○	1年生：31,250 2年生：31,520 3年生：25,080	○						○	63,000													○			○	60,910			○	60,910																										

2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（１）費目毎の援助額

（２）補足事項

都道府県	市区町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										（２）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	
35	35	35	0	0	11	11	11	24	24	1	4	35	0	0	7	7	7	28	28	0	1	7	5	5	1	1	1	1	1	0	5	34	9	9	21	21	21	3	3	1	3	10	0	0	8	8	8	2	2	0	4	14	2	2	8	8	8	4	4	1	5	a
群馬県	吉岡町	○						○	22,730			○						○	63,000												当年度より送迎費用なし	○			○	60,910	60,910																											
群馬県	上野村	○			○	22,740	0					○			○	63,000	0															○			○	60,910	0																						修学旅行先を県内宿泊施設に指定しているため。
群馬県	神流町	○						○	22,730			○						○	63,000													○						○	60,910			○						○	10,000											
群馬県	下仁田町	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	0							実績なし																					
群馬県	南牧村	○						○	22,730		実績なし	○						○	63,000		実績なし																																							
群馬県	甘楽町	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	60,910															○	○	22,440								
群馬県	中之条町	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	60,910					○			○	10,000	8,800					○			○	15,000	0			当年度実績なし。	オンライン学習通信費については、費目を設けているが、タブレット端末の自宅等で学習に使っていないため、支給実績は無い。
群馬県	長野原町	○			○	22,740	21,792					○			○	63,000	60,980															○			○	57,720	48,000														○					実績なし。	
群馬県	嬬恋村	○						○	22,730			○						○	85,730													○								○	実費の８割												○						○	15,000			
群馬県	草津町	○						○	22,730			○						○	63,000				○					○	0		要請前通園最終日にて対象者へ支給のため。	○					○	60,910			○					○	0		生活扶助に費用弁済のため。	○						○	15,000		世帯支給。	
群馬県	高山村	○			○	22,730	22,730					○			○	63,000	63,000															○			○	60,910	60,910					○			○	8,800	8,800					○			○	14,000	0			実績無し。	PTA会費については、同学校に兄妹がいる場合、兄弟のみに支給
群馬県	東吾妻町	○			○	22,730	22,730					○			○	63,000	63,000															○			○	60,910	60,910					○			○	8,800	8,800											
群馬県	片品村	○			○	22,730	22,730					○			○	63,000	63,000															○			○	60,910	60,910																							

2．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（１）費目毎の援助額

（２）補足事項

都道府県	市区町村名	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										（２）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和７年度単価	その他	補足事項	
35	35	35	0	0	11	11	11	24	24	1	4	35	0	0	7	7	7	28	28	0	1	7	5	5	1	1	1	1	1	0	5	34	9	9	21	21	21	3	3	1	3	10	0	0	8	8	8	2	2	0	4	14	2	2	8	8	8	4	4	1	5	a
群馬県	川場村	○						○	22,730			○						○	63,000														○			○	60,910	0			実施平均額に令和６年度実績																							
群馬県	昭和村	○						○	22,730			○						○	63,000														○			○	60,910	60,910																							
群馬県	みなかみ町	○						○	22,730			○						○	63,000														○			○	60,910	60,910																							
群馬県	玉村町	○						○	25,000		1年生：22,730	○						○	63,000														○			○	60,910	60,910																							
群馬県	板倉町	○						○	22,730			○						○	63,000														○			○	60,910	60,910				○			○	10,000	8,470					○			○	15,000	14,000					
群馬県	明和町	○						○	22,730			○						○	63,000														○			○	60,910	60,300																							令和７年度に義務教育の授業時数を増加したため、支給平均額（令和６年度実績）を超過。
学用品費等について、第２・第３学年時増加。中学１・２年生は年額46,400円、中学３年生は年額46,200円
群馬県	千代田町	○			○	22,730	22,284					○			○	63,000	54,429																○			○	60,910	54,676																							
群馬県	大泉町	○						○	22,730			○						○	63,000			○			○	80,880	0			実績なし。		○			○	60,910	60,910				○			○	10,000	0			実績なし。										・２（１）費目毎の援助額にある「体育実地用具費」について、費目は柔道、剣道、スキーである。
・学校給食費について、令和７年４月から無償化になったことにより、就学援助費からの支給はなし。
群馬県	邑楽町	○			○	22,730	22,730					○			○	63,000	63,000																○			○	60,910	60,910																							

都道府県	市区町村名	6．その他 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
35	35	1
群馬県	前橋市	
群馬県	高崎市	
群馬県	桐生市	
群馬県	伊勢崎市	
群馬県	太田市	
群馬県	沼田市	
群馬県	館林市	
群馬県	渋川市	
群馬県	藤岡市	
群馬県	富岡市	
群馬県	安中市	
群馬県	みどり市	
群馬県	榛東村	

都道府県	市区町村名	6．その他 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
35	35	1
群馬県	吉岡町	令和4年度より、就学援助認定世帯においてタブレット端末を必要とする児童生徒に対し、申請により年間１人1,300円を上限として実費（レシート等添付）分を支給している。　※令和７年度末まで実施予定
群馬県	上野村	
群馬県	神流町	
群馬県	下仁田町	
群馬県	南牧村	
群馬県	甘楽町	
群馬県	中之条町	
群馬県	長野原町	
群馬県	嬬恋村	
群馬県	草津町	
群馬県	高山村	
群馬県	東吾妻町	
群馬県	片品村	

都道府県	市区町村名	6．その他 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
35	35	1
群馬県	川場村	
群馬県	昭和村	
群馬県	みなかみ町	
群馬県	玉村町	
群馬県	板倉町	
群馬県	明和町	
群馬県	千代田町	
群馬県	大泉町	
群馬県	邑楽町	